

# 四條畷市立田原中学校 P T A 規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

この会は、四條畷市立田原中学校 P T A と呼ぶ。

### 第2条 事務所

この会の事務所は、四條畷市立田原中学校内（大阪府四條畷市田原台 5 丁目 2 番 1 号）に置く。

### 第3条 目的

この会は、田原中学校に在籍する生徒の保護者と教職員が協力し、家庭・学校・地域社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

### 第4条 活動

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 田原中学校の教育向上を図るための諸活動。
- (2) 会員相互の親睦と教養を高めるための諸活動。
- (3) 生徒の郊外における生徒指導に関する諸活動。
- (4) 地域における教育環境の整備を図るための諸活動。
- (5) 生徒の保健衛生一般に関する諸活動。
- (6) その他、目的達成に必要な諸活動。

### 第5条 方針

本会は、教育を本旨とする民主団体として、活動に当たっては次の方針に従う。

- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教は支持しない。また、営利を目的とする行為も行わない。
- (3) 会の運営はあくまでも自主的なものであって、他のいかなる団体及び機関の干渉も受けない。
- (4) 教育の諸問題について学校や教育委員会に意見を述べるが、学校の管理運営に干渉しない。

## 第2章 会員

### 第6条 会員

1. 本会の会員は、四條畷市立田原中学校に在籍する生徒の保護者並びに本校に勤務する教職員とする。
2. 本会へは自由意志で入会し、また退会できる。
3. 本会員は子の卒業、転校または勤務校の異動もしくは退会届の申し出がない限り、会員資格を継続するものとする。
4. 本会の入会と退会については規約細則に定める。

## **第3章 役員**

### **第7条 役員**

1. この会は、次の役員をおく。

会 長	1名	保護者より
副 会 長	2名	保護者より
書 記	2名	保護者並びに教職員
会 計	1名	保護者より
会計補助	1名	教職員より

(市PTA協議会等において役員などを兼務する場合には、その役員に関しては複数名擁立する場合もある)

2. 本会は、役員並びに学校長で構成する役員会を置く。
3. 役員を選出については規約細則で定める。
4. 役員に欠員が生じた場合は、第9条（2）に該当する場合を除き、新たな役員が就任するまでの間、欠員となった役員の職を他の役員が兼ねることとする。

### **第8条 役員任期**

役員は4月1日から就任し、任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

### **第9条 役員任務**

役員任務は以下の通りとする。

- (1) 会長はすべての会務を総括し本会を代表する。  
各種委員会の委員を委嘱する。  
総会及び役員会を必要に応じて招集する。また、各種委員会を招集し、すべての委員会の報告を受ける。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- (3) 書記は総会の議事と会の活動を記録し、文書等を保管すると共に本会の庶務全般を行う。

- (4) 会計は本会の会計に関するすべての事務を処理し、総会における予算の立案や、会計監査を経ての決算報告をする。
- (5) 四條畷市立学校給食センター運営委員会及び関係諸機関との連携を強化し、その目的達成につとめる。

## **第4章 会計監査委員**

### **第10条 会計監査委員**

1. 本会の会計を監査するために2名の会計監査委員をおく。
2. 会計監査委員は、決算のほか必要に応じて臨時会計を監査し、総会に報告する。
3. 会計監査委員は、4月1日から就任し任期は1年とする。
4. 会計監査委員の選出は役員を選出に準ずることとする。但し、会計監査委員は、役員及び委員には含めない。役員及び委員とは、会長・副会長・書記・会計・各種委員会委員である。

## **第5章 総会**

### **第11条 総会**

1. 総会は、全会員で構成する。
2. 総会は、定期総会（総会及び役員承認総会）と臨時総会とする。
3. 定期総会は毎年2回開催し、臨時総会は役員会が必要と認めた時、または、全会員の5分の1以上から要求があった時に開催する。
4. 総会は、会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席で成立し、出席者（委任状を含む）の過半数の賛成で可決する。
5. 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
6. 総会は、以下の事項を審議し、議決する。
  - (1) 活動計画及び活動報告の検討と承認。
  - (2) 予算及び決算の審議と承認。
  - (3) 規約の改正
  - (4) 役員及び会計監査委員の選出
  - (5) その他重要事項の審議
7. 総会の決議は、定期総会・臨時総会ともに、次のいずれかの方法に基づくものとする（効力はどちらも同じ）。
  - (1) 招集による決議

- (2) 書面（電磁的記録を含む）による決議
8. 役員会が必要と認めた場合は、書面（電磁的記録を含む）にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出並びに白紙提出、賛否両方に記載がある場合は賛成に含むものとする。

## **第6章 役員会**

### **第12条 役員会**

本会に役員会を置く。役員会は、以下で構成する。

- ア) 役員
- イ) 学校長

### **第13条 役員会の任務**

役員会の任務は、以下の通りとする。

- (1) P T A全般の問題及び活動について協議し、実行する。
- (2) 事業計画案を立案し、審議検討する。
- (3) 総会に提出する議案を協議する。
- (4) 必要に応じて特別委員会を設ける。
- (5) その他、急を要する重要事項について審議し処理する。
- (6) 本会の規約施行に必要な規約細則の改廃を行う。
- (7) 役員会の内容を、速やかに会員に報告する。

### **第14条 その他**

役員会の議長は会長または会長が指名した役員とする。

## **第7章 委員会**

### **第15条 各種委員会**

- 1. 本会に次の各種委員会をおく。
  - (1) 役員候補者推薦委員会（役員会が兼ねる）
  - (2) 人権啓発委員会（役員会が兼ねる）
- 2. 役員候補者推薦委員会は、代表を1名おく。
- 3. 人権啓発委員会は、副会長のうち1名を代表とする。
- 4. 各種委員会の代表は、委員会の円滑な運営に努める。

## 第16条 各種委員会の委員の選出

委員の選出については、規約細則で定める。

## 第17条 各種委員会の任務

1. 各種委員会の任務は、次の通りとする。

(1) 役員候補者推薦委員会

ア) 役員及び会計監査委員の選任に関する一切の事務を行う。

イ) 活動内容を会員に報告する。

(2) 人権啓発委員会

ア) 会員の人権意識を啓発し、その向上を図るための活動をする。

イ) 活動内容を会員に報告する。

## 第18条 その他

1. 各種委員会は、本会員である保護者の互選により選出された委員と担当教職員によって構成される。
2. すべての委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。
3. 各種委員会の議長は代表が相互にあたる。
4. 各種委員会の任期は単年度とする。

## 第8章 会 計

### 第19条 会 費

本会の会費は、1世帯につき、月額250円とする。

### 第20条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第9章 附 則

### 第21条 改 正

1. この会の規約は、総会において出席者（委任状を含む）の3分の2以上の同意により改正することができる。
2. 改正案は、役員会で検討を経た後、総会にかけられる。

## 第22条 細 則

1. この会の規約施行に際し細則を必要とする場合は、役員会にはかり、これを定めることができる。
2. 細則の改廃もこれに準ずる。

## 第23条 実 施

この規約は、1991年（平成3年）4月1日より施行する。

2003年（平成15年）2月一部改正

2008年（平成20年）3月一部改正

2017年（平成29年）3月一部改正

2018年（平成30年）3月一部改正

2019年（平成31年）3月一部改正

2020年（令和2年）6月一部改正

2022年（令和4年）3月一部改正

2023年（令和5年）3月一部改正

2024年（令和6年）3月一部改正

# 四條畷市立田原中学校 P T A 規約細則

## 第1条 趣 旨

この規約細則は四條畷市立田原中学校 P T A 規約の施行について必要な事項を定める。

## 第2条 会 員

1. 本会の入会希望者は、入会申込書及び個人情報提供の同意書を提出する。
2. 本会の退会は次のとおりとする。
  - (1) 自動退会：子の卒業、転校または勤務校の異動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする。(退会届の提出を必要としない。)
  - (2) 任意退会：自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

なお、事務手続き上、退会届提出日の1カ月後まで会費を徴収し、その月の末日をもって退会日とする。
3. 個人情報の取り扱いに関しては、個人情報取扱規則を定める。

## 第3条 役員及び会計監査委員の選出

役員及び会計監査委員の選出は次条から第13条までの定めにより行う。

## 第4条 役員候補者推薦委員会

役員及び会計監査委員を選出する時は、役員候補者推薦委員会がその選任に関する一切の事務を行う。

## 第5条 告 示

1. 役員候補者推薦委員会は、役員及び会計監査委員の選任の告示を行う。
2. 告示期間は、告示の日から5日間とする。

## 第6条 立候補

役員及び会計監査委員に立候補する者は、告示期間内に立候補届を役員候補者推薦委員会に提出するものとする。但し、立候補者は、四條畷市立田原中学校に在籍する生徒の保護者である本会員で、次年度も会員の資格を有する者に限る。但し、本年度中の役員欠員にあたり選出を行う場合については、本年度中の会員資格を有する者を候補者として認める。

## 第7条 候補者の周知

役員候補者推薦委員会は、前条により届け出のあった者を役員及び会計監査委員の候補者（以下「候補者」という。）として会員に知らせる。

## 第8条 推薦及び事務手続き

役員候補者推薦委員会は、告示期間内に立候補者がいない時は、本人の承諾を得て、役職別に定数の候補者を推薦し、選任に関する一切の事務を行う。

## 第9条 承認

役員候補者推薦委員会は、総会で推薦候補者の承認を求めなければならない。  
各役職の候補者が単数の場合は、総会での信任投票により投票数の過半数の信任をもって当選とする。不信任となった役職がある場合は、本人の承諾を得て、他の候補者を推薦する。

## 第10条 選挙

各役職の候補者が複数の場合は、総会にて選挙を行う。  
選挙は、総会に出席した会員の無記名投票により行う。

## 第11条 開票

候補者は、立会人1名を開票に立ち合わせるものとする。

## 第12条 当選

開票の結果それぞれの最多得票者を当選者とする。

## 第13条 各種委員の選出

1. 各種委員の選出は次の通りとする。
  - (1) 役員候補者推薦委員会は、役員会が兼務する。
  - (2) 人権啓発委員会は、役員会が兼務する。
2. 委員の選出方法に関しては、別途申し合わせ事項を定める。

## 第15条 実施

この細則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

1997年（平成9年）	2月一部改正	2002年（平成14年）	1月一部改正
2003年（平成15年）	2月一部改正	2006年（平成18年）	11月一部改正
2007年（平成19年）	12月一部改正	2008年（平成20年）	3月一部改正
2015年（平成27年）	4月一部改正	2017年（平成29年）	3月一部改正



2018年（平成30年）	3月一部改正	2019年（平成31年）	3月一部改正
2022年（令和4年）	3月一部改正	2023年（令和5年）	3月一部改正
2024年（令和6年）	3月一部改正		

# 四條畷市立田原中学校 P T A 個人情報取扱規則

## 第1条 目的

四條畷市立田原中学校 P T A（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、名簿（会員）、事業などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

## 第2条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第3条 管理者

本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

## 第4条 取扱者

本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・各委員会代表とする。

## 第5条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知り得ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときには、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

## 第7条 周知

個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で全員に周知する。

## 第8条 利 用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の集金事務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員の名簿の作成
- (4) 委員選出並びに役員等の推薦活動
- (5) 広報紙、会報誌、ホームページ等への掲載

## 第9条 利用による制限

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## 第10条 管 理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## 第11条 保管及び持ち出し等

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

## 第12条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### **第13条 第三者提供に係る記録の作成等**

本会は、個人情報第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

### **第14条 第三者提供を受ける際の確認等**

第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときには、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

### **第15条 情報の開示**

本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

### **第16条 漏えい時等の対応**

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

### **第17条 研修**

本会は役員・会計監査・各委員会代表・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

### **第18条 苦情の処理**

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 第19条 改正

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

## 附則

本規則は、令和5年4月1日より施行する。

2024年（令和6年） 3月一部改正